

オニバス保護管理計画

1 保護対象種の概要

オニバス

Euryale ferox Salisb.

スイレン科オニバス属

1属1種で本州、四国、九州に分布。植物体全体が長さ1-3cmほどの鋭い棘で覆われる1年生の浮葉植物で、やや富栄養化した泥深い池沼や用水路に生育する。

塊状の茎から太いひげ根を多数泥中に伸ばし、時に直径2m以上にもなる大型の浮葉を水面に展開する。光沢のある葉の表面にはしわが多数あり、裏面は濃紫色を帶び、葉脈が桟状に隆起する。

花には水中で自家受粉して結実する閉鎖花と、水面上で開花する開放花の2つがあり、花弁の色は赤紫色で美しい。

果実は長さ5-15cm、幅5-10cmの橢円形で、熟すと分解して寒天質の仮種皮によって包まれた直径約1cmの黒色の種子を多数放出する。種子は仮種皮が腐るまでの1~2日間水面に浮かび、その間に分散する。種子は埋土種子として数十年間にわたって休眠状態を保つことが報告されている。



2 島根県におけるオニバスの状況

(1) 県内での生育地域及び生育環境

昭和30年代まではいくつかのため池や松江城の堀にも群生していたが、アメリカザリガニやウシガエルの食害、除草剤の影響、あるいは農業形態の変化によりため池が適切に管理されなくなったことなどから、現在は松江市内の1つのため池のみで自生している。

しまねレッドデータブックにおいては、絶滅のおそれが最も高い「絶滅危惧I類」に分類されている。(環境省レッドデータブック：絶滅危惧II類)

(2) 存続を脅かす原因

アメリカザリガニやウシガエルなどの移入種(外来種)による食害や除草剤の流入などによる生育地環境の悪化。

(3) 現在までの保護事業

島根県では、平成15年度から島根大学と連携して以下のア～エの保護事業を実施。

- ア 自生地からの種子の採取
- イ 発芽・培養試験
- ウ 生育条件・生育阻害要因の究明試験
- エ ため池等への移植とモニタリング調査

3 保護管理事業の目標

自生地及び移植地における安定的な発芽と成長。

4 保護管理事業の区域

県内における本種の自生地及び移植地。

5 保護管理事業の内容

(1) 個体群の保全・管理

ア モニタリング

オニバスの生育地は個体群の衰退と環境の変化が進んでいることから、生育状況や環境改変状況に係るモニタリングを実施する。

イ 生育地における採取の防止

オニバスは希少性から、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」により指定希少野生動植物の種に指定され、採取が禁止されている。従って、そのことを積極的に周知するため、標識の設置等を行う。

ウ 自生地におけるオニバスの適切な管理

長期にわたって発芽が確認できない場合には、休眠している種子に刺激を与えて発芽の可能性を高めるため、池干し等を実施する。

エ 移植地におけるオニバスの適切な管理

移植地においては、アメリカザリガニやウシガエルなど、食害を起こす生物の移入を未然に防ぎ、また除草剤の流入防止に配慮する。さらに移植地並びその周辺環境はそれぞれ異なっていることから、移植地におけるオニバスの保全・管理については専門家の意見を聞きながら進める。

(2) 生育環境の保全及び管理

ア 生育地の管理

- ・自生地並びに移植地の土地所有者と連携しながら保全及び管理を図る。
- ・生育地であるため池等の管理として、日光が個体に当たるよう周辺立木の伐採やため池周辺の草刈りを実施する。また、一定の水深を確保するための堆積土の浚渫を実施する。
- ・周辺地域等での農薬、除草剤の適切な使用についての呼びかけを進める。

イ 移植地の拡大

本種の保全は、自生地における野生個体群の維持によることを基本とするが、絶滅リスク分散のため移植を実施してきた。今後も自生地及び移植地の動向を踏まえて移植地の拡大について検討し、必要に応じて移植を実施する。

6 他の法的規制等

特記事項なし。

7 事業推進の連携体制

オニバス保護管理事業の実施に当たっては、関係行政機関・地元住民・研究機関・民間団体・事業者・希少野生動植物保護巡視員等の連携を図り、効果的に事業を推進する。

【用語説明】

- 自生地：植物が野生状態で生えている場所
- 移植地：自生地から植物を移植した自生地近辺の場所
- 生育地：自生地と移植地を含む